

函館地方裁判所委員会（第25回）及び函館家庭裁判所委員会（第25回）議事概要

（函館地方・家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成25年7月12日（金）午後3時～午後5時10分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

（地裁委員）伊部宗博，岡嶋一夫，永澤和枝，橋田恭一，石黒喜美子，石川博康，嶋田敬昌，矢口俊哉

（家裁委員）柳川厚史，田邊信之，本間芳樹，河鍊洙，森越清彦，大倉靖広

（兼務委員）川嶋信義，大塚雄毅，笹野明義

（地裁事務局）事務局長末神克之，事務局次長菊地弘恭，民事首席書記官伊藤彰，刑事首席書記官伊藤伸司，総務課長平野裕章，会計課長勢上晃浩，総務課課長補佐小林貴茂

（家裁事務局）事務局長山田勉，事務局次長村上庫二，首席家庭裁判所調査官高橋卓，首席書記官前村唯之，総務課長馬籠寿幸

4 議題

家事事件手続法の施行と離婚調停

5 机上配付資料

- （1）資料1 進行予定
- （2）資料2 レジュメ「家事事件手続法の施行と離婚調停」
- （3）資料3 レジュメ「離婚調停手続での子への配慮について」
- （4）資料4 リーフレット「面会交流について考えてみませんか」
- （5）資料5 函館地方・家庭裁判所江差支部庁舎写真
- （6）着席図

6 議事トピックス

- （1）冒頭，事前に委員からテーマとして取り上げるべきであるとの申し出があった。「函館地方・家庭裁判所江差支部，江差簡易裁判所の庁舎新営」を本日のテーマに追加するかを委員会で諮ったところ，テーマに加えることとした。
- （2）委員から，「家事事件手続法の施行と離婚調停」について説明を行った。
- （3）調停室，児童室の見学を行った。
- （4）事務局から，「離婚調停手続での子への配慮」について説明を行った。
- （5）事務局から，「函館地方・家庭裁判所江差支部，江差簡易裁判所の庁舎新営」について説明を行った。

7 議事

- (1) 開会宣言（総務課長）
- (2) 委員長挨拶
- (3) 新委員紹介
- (4) 議事の進行について

（事前に委員からテーマとして取り上げるべきであるとの申し出があった「函館地方・家庭裁判所江差支部，江差簡易裁判所の庁舎新営」について，事務局から経緯等の説明を行った。）

（委員）

補正予算が付き全国各地で小規模支部庁舎の建て替えが認められ，道内では浦河支部の建て替えがあると聞いている。函館地家裁としても急な話で迅速性が求められる案件だと思うが，本期日を前倒し開催し，委員会での意見を新営庁舎の設計に参考，反映していただきたいと思った。設計スケジュールの関係でハード面の意見は仕方ないが，運用面などソフト面で意見を参考，反映していただければと思う。

江差支部庁舎を御覧になった委員はそう多くないと思うし，受付や庁舎内部の現状もよく分からないので，次回委員会に現状の江差支部庁舎の豊富な写真や動画，図面を示していただき，委員の意見を反映させるのが良いのではないか。

（委員長）

江差支部の庁舎新営を本日のテーマとすることはいかがか。

（委員）

裁判所から豊富な資料を用意していただき，本日，私の方が配布した資料も参考としていただいた上で，次回のテーマで良いのではないか。

（委員長）

どのような意見をいただき，それをどの程度反映できるかとの問題はあるが，委員から提案されたものなので，本日裁判所から説明し，委員会の意見をいただきたいと思う。また，次回の委員会開催が来年2月を予定しており，その時期では工事もかなり進んでいることから，本日の段階でできる範囲の意見を伺うということではいかがか。

（異議無し）

（委員長）

それでは本日のテーマのひとつとする。

本日の進行順については，前回の委員会で既にテーマとして決まっている「家事事件手続法の施行と離婚調停」について，説明と意見交換を行い，その後に本日テーマとすることが決まった「函館地方・家庭裁判所江差支部，江差簡易裁判所の庁舎新営」について説明と意見交換を行うことではいかがか。

（異議無し）

（委員長）

特に意見がないようなので提案のとおり進める。

(5) 家事事件手続法の説明について

(委員から「家事事件手続法の施行と離婚調停」について説明)

(事務局の案内で、調停室、児童室の見学)

(事務局から「離婚調停手続での子への配慮」について説明)

(委員長)

これまでの説明や庁舎内見学をもとに、各委員との意見交換に入る。

(委員)

子供への配慮については、いつ頃から実施しているのか。また、実績としてはどの程度行われているのか。例えば、調停離婚成立後の数年後に子供への影響等についてモニタリングなどは行っているのか。

(事務局)

子供への配慮については、家事事件手続法施行以前から行っている。また、児童室を使用する面会交流の試行数は、そう多くない。面会交流ができるかどうかのテストを行うわけではなく、解決に結びつく安定的な面会交流ができるかどうかにより活用しているので、幼い子供がいる離婚調停事件すべてで行っているわけではない。

調停成立後のモニタリングは行っていない。裁判所に何らかの事件が係属していないと子供の様子は分からない。

(委員長)

家事事件手続法の施行や函館家裁での調停の進め方についてはいかがか。

(委員)

利用者の最大の関心事は、どのような調停委員が担当となるかである。調停委員がどのように選任されるのかは本日のテーマではないが当事者にとってはかなりの関心事である。また、調停において相手方と顔を合わせたくないと思っている人はたくさんいる。当事者個人の申立てでは、申立書チェック欄への記入が徹底されず、不測の事態が生じることも考えられる。申立書等には、調停の進行上で裁判所に配慮してほしい事項等を記載する欄があるが、当事者個人の申立ての場合は、その確実な記載を求めるのは難しい気がする。受付段階で大変だとは思いますが、当事者の意向に重点を置いて口頭で確認いただく必要があると思う。さらに、待合室などの配置については、階を分けてもらう場合もあるが、それでも鉢合わせてしまい、どうしたものかと相談を受けることもある。

(委員)

申立書式や口頭説明での問題点については現在検討中である。当事者同士の動線については、特に函館地家裁庁舎は建物自体が小さいため先程の意見を参考に検討したい。

(裁判所)

現在、受付段階での説明内容や説明パンフレット、申立段階での提出書面について総合的に検討しているところであり、今日の意見を参考に検討作業を進めたい。

(委員長)

調停委員においても当事者双方の意見をどのように吸い上げ、公平な形で対応していくか常に苦労している。また、研修会等においてもこの点について意識していただいている。

(委員)

当事者の中には自分の気持ちをうまく言えない人もおり、最初の調停の際に、調停室や待合室を別室とすることを希望するかどうかの意向を確認し、以降の調停の際にも進行について確認している。当事者から要望があれば書記官等に伝え、対応してもらった事もあった。近年ではDV事件も増えており、進行には相当気を使うケースが増えているのが実情である。

(委員)

机上配付資料「家事事件手続法の施行と離婚調停」レジュメを見ると、渡島・檜山管内の平成23年の調停事件の既済件数は210件である。既済件数には成立、不成立、取下があり、5件に4件は協議離婚で1件は調停であり、その中でも半分強の117件が成立している。私個人としては函館管内の調停成立率が低いとは思わないが、いかがか。また、実際の調停には裁判官はほとんど同席せず調停委員2人で進めており、節目毎や最終段階で裁判官が出席している。この進行が成立率に影響しているのではないか。調停の中で裁判官にどのような役割を期待するのか、意見を伺いたい。

調停委員は一生懸命努力しているが、裁判官も節目だけではなく調停に多く出席し、法的立場から説明することにより調停の成立率ももっと上がり離婚訴訟が減るのではないかという印象である。

(委員)

調停は夫婦間の話し合いがこじれた場合に申し立てることから成立率はもっと低いと思っていたが、半分以上が成立しており、多いと思った。

裁判官には調停の進行を随時説明し指示をいただいているが、最近は積極的に調停の場に出席する裁判官が多くなっている印象がある。また、子供の関係で調査官との連携も大事になってきていると思うが、子供が関わる調停では調査官も最初から積極的に立ち会っているため調停を利用する人にとっては裁判官、調査官の関わりは深くなってきていると思う。

(委員)

全国と比較して函館の調停の成立率は、5割を超え高い水準にある。

(委員)

成立の数字は離婚成立だけではなく、しばらく様子見や円満解決などの離婚以外の結論に至った案件も含めて調停成立として計上されているのか。

(委員)

離婚以外の結論も含んでいる。しかし、離婚以外の結果については極めて少数であり、大半が離婚で終了している。

(委員長)

子供への配慮についても説明したが、この点について教育現場に従事されて

いる委員からの意見はいかがか。

(委員)

私は現場から離れて10数年経つが、離婚が子供にとって影響が大きいことは明白である。函館は離婚率が高いと認識していたから、学校現場では担任の先生は大変だろうと思う。

(委員)

子供達はかなり動揺をみせる。家庭から学校へ離婚協議中の連絡をしてくることは少ない状況にある。最近は離婚よりはDVの方が心配である。子供を守る学校としては配慮が必要で、子供を守るためにはある程度情報が必要であるが、個人情報保護の壁がある。

(委員)

統計的に函館は離婚率が高いようだが、実際の学校では、両親が離婚した子供はひとクラスにどのくらいの割合でいるのか。3割くらいは片親との印象か。

(委員)

増えているとの実感はあるが、学校によって随分違うので何とも言えない。

(委員)

私が担任した現在26歳前後の教え子50人程度の中で5組が結婚し、そのうち3組が離婚している。

函館周辺での若者の経済的自立はそう高くなく、男女が稼いでやっと暮らせる状況だと思っている。したがって、妻が妊娠し働けなくなった時点で経済的破綻を迎えると思う。そのため離婚となると常に経済的な問題がつきまとうと思っているが実態はどうか。

(委員長)

経済的な問題はなかなか難しい問題である。二人で働いているから生活を維持できるのであって、離婚後の経済状況が問題となるケースは結構あるようだ。実際調停の場でも離婚と親権は早い段階で決まるが、養育費で結論が長引いてしまうケースは多い。

今回いただいた意見をこれからの家庭裁判所の運営に充分生かしていきたいと思う。

(6) 江差支部の庁舎新営の説明について

(事務局から「函館地方・家庭裁判所江差支部、江差簡易裁判所の庁舎新営」について説明を行った。)

(委員長)

これまでの説明をもとに、各委員との意見交換に入る。

(委員)

江差の庁舎をどの様に利用するのだが、まず、江差の庁舎に在勤する職員配置について教えてもらいたい。

(事務局)

職員は常駐の簡易裁判所判事が1人、庶務課長兼書記官1人、書記官1人、

事務官 3 人、守衛 1 人の全 7 人である。なお、支部長が本庁から月 1 回、1 泊 2 日日程でてん補している。

(委員)

新庁舎の設計図面からすると調停室は 3 室ある。支部長が江差支部にてん補したときに家事調停を行い、場合によっては 1 階のラウンド法廷も調停に使用する可能性もあると思うが、1 回のてん補で同時に何組くらいの調停が行われているのか。

(委員)

昨年春から江差支部のてん補を担当しているが、調停事件が同時進行となった件数は 2 件だと思うので、調停室は 2 室あるいは 4 室を同時使用した。

(委員)

DV 事件に限らず当事者同士がなるべく顔を合わせたくない、あるいは、同一のスペースの中に居たくないとの思いがあるが、新庁舎について今からどのような配慮ができるのか。

(事務局)

当事者の意向が分かれば、1 階と 2 階にそれぞれ待合室とトイレが設置されているので階を分けて各室に入ってもらおうとの配慮もできる。

(委員長)

函館地家裁庁舎でも階を分けて調停を行うことがある。江差支部新庁舎についても 2 階建てなので階を分けての対応が可能だと思う。

(委員)

江差支部では、現在も階を分けて対応している場合が多い。

(委員)

複数事件が同時進行した場合、部屋数はどのような状況になるか。例えば、1 階の道交裁判関係室 3 室の使用頻度は低いと思う。これらの 3 室は裁判所の運営上必要な部屋であり、待合室や調停室に使用するには構造的に難しいと思うが、臨機応変に調停で使用することはできないものか。

(事務局)

委員の発想については函館地家裁としても考えているところであり、道交裁判関係室 3 室は調停でも利用できるよう検討している。

(委員)

備品も調停室仕様か。

(事務局)

現在は計画段階であり、確定的な回答はできないが、調停ができる備品を整備したいと考えている。

(委員)

本日説明された設計図面ではイメージし難いため、現在の庁舎の写真をたくさん見て、それとの対比で設計について説明いただき、それに対して委員の方から設計変更に関わらない範囲で利用者目線での意見を出すことが良いのではないか。

(事務局)

事件関係室については、法廷、ラウンド法廷、調停室を写真で紹介した。取り壊す庁舎の写真を見ても余り参考にならないと思う。

(委員)

現庁舎の家裁事務室受付では、隣との遮蔽パネルのある受付カウンターで裁判所職員からの説明を受けるわけだが、遮蔽パネルしかない点が事務室として不十分ではないかと思うので、現庁舎の事務室などの写真を見ながらの方がイメージし易い。

(委員)

江差支部庁舎の建て替えにあたっては、地域での利便性を検討して現地建て替えを判断されたのか。気になるのは過疎地の地域性であり、江差のような地域は、誰が裁判所に行ったとか、弁護士事務所に行ったとかだけで社会的に話題になるので、その点を充分意識してもらいたいということである。

(委員)

一般の利用者目線で委員から意見を伺うべきである。それには、江差支部庁舎に行ったことがない委員がほとんどだと思うので、写真やビデオで見せていただければ利用者の立場に立ったいろんな意見が出るのではないか。

(委員)

江差で刑事事件の公判が開かれることは余りないが、我々も公判で被害者の方から傍聴席あるいは被告人から見られない形で尋問を受けたいとの要望があったときには裁判所に依頼して衝立やビデオリンクにより配慮していただく。それも法廷の中だけであり、法廷に入るまでの動線に問題があったり、裁判所内での待ち合わせ場所や時間などについてかなり綿密に準備をし、間違っても被告人や関係者と顔を合わせてしまうことがないように配慮している。当事者から言ってこなくても関係者とは顔を合わせたくないとの要望が基本的にあるとの前提のもとで何ができるのかを一生懸命考えていかなければならない。裁判所の説明によると部屋もたくさんあり、利用方法も工夫できるようなので、こちらの心構えや配慮によってどれだけうまく利用できるのかに尽きるのではないかと思っている。

(委員)

構造上の問題は動かし難いと思うが、当事者のプライバシーについて配慮が必要である。特に過疎地域では建物に入っただけで目立つため、我々の事務手続きにおいても当事者は非常に気にしている。裁判所の入口などを目立たない方に向けるなどの配慮や建物内に入ってから相手方と遭わないような工夫を引き続きお願いしたい。

(7) 次回期日の告知

(委員長)

次回は、平成26年2月14日(金)午後3時からとすることよろしいか。

(異議なし)

(8) 次回のテーマについて

(委員長)

次回のテーマについて、御提案はないか。

(委員)

江差支部の庁舎新営についての資料を豊富に用意していただき少しの時間でも構わないのでテーマとしてもらいたい。

(委員長)

また改めてテーマにするとの趣旨か。この点についての意見はいかがか。

(委員)

私は継続テーマにするほどではないと思う。本日の委員会の中で各委員から意見をいただき、裁判所として聞くべきことはある程度聞いたことと、委員から提出された書面にたくさんの一般市民の意見が記載されており、江差支部の新営にあたっての検討の材料をたくさんいただいたと思う。また、現庁舎の写真撮って参考にしたいとの意見もあったが、実際、裁判所の庁舎については写真を提示しても余り参考とはならないと思う。裁判所の使い勝手については写真で見ても分かりにくく、一般当事者でなければなかなか意見が出てこないのではないかと思う。それから工事のスケジュール的な面もあり現時点ではソフト面で意見が反映されることもあると思うが、次回になると日も経つので余り意味がないと思う。

(委員長)

江差支部庁舎新営についての継続提案について、次回以降も裁判所として情報提供はさせていただきたいと思う。また、それに関連して意見があれば伺うが、あえて次回のテーマにするまでのことはないと思っているがいかがか。

(委員)

それでは次回冒頭に意見を聞いてもらうということをお願いしたい。庁舎が完成するまでは、委員会のたびに発言の機会をいただき、できたら写真を提示して欲しいと思う。

(委員長)

次回以降も裁判所の方で進捗状況その他も含めて情報提供できるものはできる限り情報提供し、その点で御意見があれば承りたいと思う。あえてテーマにしない扱いとしたいがいかがか。

(異議なし)

(委員長)

それでは次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

(委員)

「民事訴訟手続の現状とその後の執行手続」というテーマを取り上げてはどうかと考えている。

(委員長)

テーマとして取り上げることとしたいが、よろしいか。

(異議なし)

これまでと同様、テーマは随時受け付けているので、総務課まで御連絡をいただきたい。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき、委員の皆様のお協力に厚くお礼申し上げます。

(9) 閉会宣言 (総務課長)

以 上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館司法書士会会長	石川博康
函館地方法人会女性部会監事	石黒喜美子
函館青年会議所会員室室長	伊部宗博
函館市町会連合会副会長	岡嶋一夫
札幌テレビ放送函館放送局長	加藤晃義（家裁委員兼務）
北海道新聞函館支社報道部長	川嶋信義（家裁委員兼務）
函館市女性会議会長	永澤和枝
函館市教育委員会委員長	橋田恭一

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	嶋田敬昌
-------------	------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	大塚雄毅（家裁委員兼務）
------------	--------------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	笹野明義（家裁委員兼務）
函館地方裁判所裁判官	矢口俊哉

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

札幌テレビ放送函館放送局長	加藤晃義（地裁委員兼務）
北海道新聞函館支社報道部長	川嶋信義（地裁委員兼務）
函館市社会福祉協議会総務部長	坂野昌之
函館市中学校長会事務局次長（函館市立本通中学校校長）	
	田邊信之
北海道教育大学准教授	河鍊洙
函館調停協会理事	本間芳樹
函館渡辺病院精神神経科医師	柳川厚史

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	森越清彦
-------------	------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	大塚雄毅（地裁委員兼務）
------------	--------------

〔4号委員〕

函館家庭裁判所長	笹野明義（地裁委員兼務）
函館家庭裁判所裁判官	大倉靖広